

令和5年10月31日

青森市政記者会 様

青森市税務部国保医療年金課長

国民健康保険加入者の高額療養費の算定（支給等）誤りについて

このたび、国民健康保険高額療養費の算定（支給等）誤りが判明したことから、別紙のとおりお知らせします。

【問合せ先】

青森市税務部国保医療年金課

担当：課長 佐々木、主幹 齋藤

電話：017-734-5338

国民健康保険加入者の高額療養費の算定（支給等）誤りについて

1 事案

国民健康保険加入者の令和3年6月（診療月分）から令和5年8月（診療月分）までの高額療養費の算定の一部に誤りがあることが判明した。

2 発生原因

厚生労働省の令和2年5月13日及び令和5年3月20日付けの事務連絡は、新型コロナウイルス感染症の公費負担額を診療内容により2つに区分してレセプトに記載することなどについての変更内容であったため、市及びシステム開発業者（富士通 J a p a n（株））とも、高額療養費算定には影響がないと考えていたが、システムのプログラム上、改修が必要であったもの。

3 判明の契機

市と同じシステムを使用している自治体から富士通 J a p a n（株）に問合せがあり、内容を確認したところ不具合が判明した。

4 算定誤りの内容

区分	件数	金額	
過大支給	53件	198,080円	
過少支給	1件	20,000円	
未支給（申請勧奨済）	15件	29,150円	
うち未申請	11件	24,450円	※過大算定10件26,040円 過少算定1件1,590円
うち申請済	4件	4,700円	※過大算定 3件 5,174円 過少算定1件 474円

5 対応

(1) 高額療養費を過大・過少に支給した方

返還・追加支給の手続きを行う。

(2) 未支給（申請勧奨済）の方

[未申請の方] 正しい支給額で改めて申請勧奨通知を郵送する。

[申請済の方] 本人に連絡のうえ、申請額を正しい額に修正し支給する。

6 再発防止策

法律や条例改正のみならず、国からの事務連絡等の内容についても、開発業者と情報共有を行い、システムへの影響の確認を徹底する。

7 スケジュール

本日以降、順次、対象者へのお詫びの文書を郵送し、返還、追加支給等の手続きを行う。